

郡上市林業技術者育成・ 確保事業のお知らせ



適正で安全な森林整備を実施するための専門的な知識や技術を修得しようとする個人、それらの研修会等を実施する事業主のみなさんに経費の一部を助成します。

① 林業技術者育成事業

内容 森林施業に必要な資格取得、研修会、講習会等の受講にかかる経費（受講料、テキスト代、受験料）

- 2分の1以内の額を助成（1人あたり10万円以内）
- 団体の場合は、使用者が支払う1日分の賃金相当額を助成（1人あたり1日3千円以内で、他に補助がある場合はその差額）
- 高校生は全額助成（1人あたり10万円以内）

対象 市内に住所を有する人、市内に通学する学生、市内に事務所を有する森林組合、林業事業者等

内容 高性能林業機械等による森林施業の現地研修にかかる経費（講師に対する報償費・旅費・宿泊費、需用費（食料費を除く）、役務費、使用料及び賃借料、現地研修に必要な機械器具等の購入費（高性能林業機械等の国県の補助対象となるものを除く））

- 2分の1以内の額を助成（機械器具等の購入費については1機あたり50万円以内）

対象 市内に事務所または事業所を有する森林組合、林業事業者等

② 人材育成団体支援事業

内容 森林組合、林業事業者等が実施する労働安全対策に関する研修にかかる経費（講師に対する報償費・旅費・宿泊費、需用費（食料費を除く）、役務費、使用料及び賃借料）

- 2分の1以内の額を助成（1事業あたり20万円以内）

対象 市内に事務所または事業所を有する森林組合、林業事業者等

③ 新規林業就業者確保対策事業

内容 森林組合、林業事業者等が実施するインターンシップ等の受入れにかかる経費（研修生に対する旅費、宿泊費、需用費（食料費を除く）及び役務費）

- 合同企業説明会等への参加にかかる経費（出展者に対しての参加費、旅費及び宿泊費（食料費を除く））
- 新規林業就業者に対する防護服等安全対策用具の購入費

対象 ● 2分の1以内の額を助成（1人あたり10万円以内）

市内に事務所または事業所を有する森林組合、林業事業者等

④ 有害鳥獣森林被害対策事業

内容 第一種銃猟免許取得経費、猟銃等の購入及び所持許可にかかる経費（旅費、食料費を除く）

- 2分の1以内の額を助成（1人あたり10万円以内）

対象 市内に住所を有し、第一種銃猟免許及び猟銃所持許可を取得した人で、郡上市猟友会に入会し、かつ市が任命する鳥獣被害対策実施隊に入隊し、有害鳥獣の捕獲や被害防止対策の実施に継続的に取り組むことを誓約した人



問 農林水産部林務課

☎ 67-2121